

特許法の条文記憶(前半)

～弁理士フレーズドライ勉強法

Ver 1.0/2014.12.09

☆☆☆☆☆☆ 第1日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第1条

①語呂合わせ

一目置かれる特許法

⇒一:1条、目:目的

②特許法は、4法の中でも一目置かれる存在ですよ。

③見出し :目的

④この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

□□□ 第2条

①語呂合わせ

二条邸

⇒二条:2条、邸:定義

②二条邸(二条御所)とは、織田信長が足利義昭のために築いた邸宅だそうです。

③見出し :定義

④この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

□□□ 第3条

①語呂合わせ

三半規管

⇒三:3条、規管:期間

②期間の計算方法を規定しています。

③見出し :期間の計算

④期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

□□□ 第4条

①語呂合わせ

4条は、4つの延長

⇒4条:4条

②4種類の期間に関する延長が規定されています。

③見出し :期間の延長等

④特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第二百一十一条第一項又は第七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。

□□□ 第5条

①語呂合わせ

後日にしてね！

⇒後:5条

②期間の延長にふさわしい意味でゴロ合わせしました。

③見出し :期間の延長等

④審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第1条 (目的)

一目置かれる特許法

□□□ 第2条 (定義)

二条邸

□□□ 第3条 (期間の計算)

三半規管

□□□ 第4条 (期間の延長等:4つの規定について)

4条は、4つの延長

□□□ 第5条 (期間の延長等:期間を指定したとき)

後日にしてね！

☆☆☆☆☆☆ 第2日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第6条

①語呂合わせ

六法全書

⇒六:6条、法:法人

②六法とは、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、だそうです。

③見出し :法人でない社団等の手続きをする能力

④法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続きをすることができる。

□□□ 第7条

①語呂合わせ

七味のきらいな未成年

⇒七味:7条

②未成年は、辛いのが苦手です。

③見出し :未成年者、成年被後見人等の手続きをする能力

□□□ 第8条

①語呂合わせ

やつは特許の管理人

⇒やつ:8条

②やつは、奴です。

③見出し :在外者の特許管理人

④在外者とは、日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない者。

国籍は問いません。

□□□ 第9条

①語呂合わせ

このつの、制限がある代理人

⇒このつ:9条

②大きく分けて、9種類の制限があります。その覚え方は、また後で。

③見出し :代理権の範囲

④委任による代理人は、特別の授権を得なければ、・・・

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第6条 (法人でない社団等の手続をする能力)

六法全書

□□□ 第7条 (未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)

七味のきらいな未成年

□□□ 第8条 (在外者の特許管理人)

やつは特許の管理人

□□□ 第9条 (代理権の範囲)

このつの、制限がある代理人

☆☆☆☆☆☆ 第3日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第11条

①語呂合わせ

イレブンの友情は 死んでも不滅だ

⇒イレブン:11条、不滅だ:不消滅

②イレブンといえばサッカーです。その友情は永遠に続くでしょう。

③見出し :代理権の不消滅

④手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

□□□ 第12条

①語呂合わせ

1ダースの代理人の 個別代理

⇒1ダース:12条

②1ダースも代理人がいたら、めんどくさいです。

③見出し :代理人の個別代理

④手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

□□□ 第13条

①語呂合わせ

ゴルゴ13は 代理人の改任を命ずることができる

⇒ゴルゴ13:13条

②ゴルゴ13なら、代理人の裏切り=死でしょう。

③見出し :代理人の改任等

④特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でない
いと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

□□□ 第14条

①語呂合わせ

いいよ、各人が代表で

⇒いいよ:14条

②各人が代表とは、特許庁の都合です。

③見出し :複数当事者の相互代表

④代表者を定めて特許庁に届け出たときは、その代表者のみが他を代表する
権限をもちます。

但書のかかる文章が分かりにくい条文です。

□□□ 第15条

①語呂合わせ

イチゴの パンツの在外者

⇒イチゴ:15条

②在外者がイチゴのパンツを履いていると想像してください。

③見出し :在外者の裁判籍

□□□ 第16条

①語呂合わせ

いろいろできない 未成年の追認

⇒いろ:16条

②未成年だと、法律行為が制限されます。

③見出し : 手続をする能力がない場合の追認

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第11条 (代理権の不消滅)

イレブンの友情は 死んでも不滅だ

□□□ 第12条 (代理人の個別代理)

1ダースの代理人の 個別代理

□□□ 第13条 (代理人の改任等)

ゴルゴ13は 代理人の改任を命ずることができる

□□□ 第14条 (複数当事者の相互代表)

いいよ、各人が代表で

□□□ 第15条 (在外者の裁判籍)

イチゴの パンツの在外者

□□□ 第16条 (手続をする能力がない場合の追認)

いろいろできない 未成年の追認

☆☆☆☆☆☆ 第4日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第17条

①語呂合わせ

いいな 補正ができて

⇒いいな:17条

②意匠や商標は、あまり補正ができませんからね～

③見出し : 手続の補正

④手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

□□□ 第17条の2

①語呂合わせ

いいな 2回目 最後の拒理通

⇒いいな、2回目:17条の2

②最後の拒絶理由通知をもらって、いいな、とは思えませんが。

③見出し : 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正

④最後の拒絶理由通知とは。原則として、最初の拒絶理由に対する補正により通知することが必要となった拒絶理由のみを通知するものである。(青本 page-53)

□□□ 第17条の3

①語呂合わせ

人並みの 容姿に補正する

⇒人並み:17条の3、容姿:要約書

②どうせ補正するなら人並みでなくても…。

③見出し :要約書の補正

④”特許出願の日”が定義されています。

第36条の2第2項本文、第64条第1項で準用されています。

□□□ 第18条

①語呂合わせ

いやな 手続の却下

⇒いや:18条

②手続が却下されたら、いやになります。

③見出し :手続の却下

④特許庁長官は、…ときは、その手続を却下することができる。

□□□ 第18条の2

①語呂合わせ

いやになって ふてくされた 手続の却下

⇒いやに:18条の2、ふてくされた:不適法な

②ふてくされても、いいですよ。

③見出し :不適法な手続の却下

④特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。

□□□ 第19条

①語呂合わせ

いくぜ 郵便配達人

⇒いく:19条

②郵便を出しにいくぜ～

③見出し :願書等の提出の効力発生時期

④郵便物の日時の認定に関する規定です。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第17条 (手続の補正)

いいな 補正ができて

□□□ 第17条の2 (願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

いいな 2回目 最後の拒理通

□□□ 第17条の3 (要約書の補正)

人並みの 容姿に補正する

□□□ 第18条 (手続の却下)

いやな 手続の却下

□□□ 第18条の2 (不適法な手続の却下)

いやになって ふてくされた 手続の却下

□□□ 第19条 (願書等の提出の効力発生時期)

いくぜ 郵便配達人

☆☆☆☆☆☆ 第5日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第20条

①語呂合わせ

ハタチで承継 手続きの効力

⇒ハタチ:20条

②20才になれば、いろんな法律行為ができます。

③見出し : 手続の効力の承継

□□□ 第21条

①語呂合わせ

21世紀に 続く手続き

⇒21世紀:21条

②20世紀から21世紀に、手続きは続きます。

③見出し : 手続の続行

□□□ 第22条

①語呂合わせ

夫婦で受精の申し立て

⇒夫婦:22条、受精:受継

②不妊治療中の夫婦は、お医者さんに受精を申し立てます。

③見出し : 手続の中断又は中止(受継の許可決定)

④論文・口述試験で、中断と中止の定義を記憶しました。青本 page-66 です。

□□□ 第23条

①語呂合わせ

兄さんは受刑者

⇒兄さん:23条、受刑:受継

②何したんでしょうね？

③見出し : 手続の中断又は中止(受継の命令)

④特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

□□□ 第24条

①語呂合わせ

24のひとみんじ訴訟

⇒24:24条

②24のひとみといえば、壺井栄さんの代表作です。

③見出し : 手続の中断又は中止(民事訴訟法の準用)

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第20条 (手続の効力の承継)

ハタチで承継 手続きの効力

□□□ 第21条 (手続の続行)

21世紀に 続く手続き

□□□ 第22条 (手続の中断又は中止:受継の許可決定)

夫婦で受精の申し立て

□□□ 第23条 (手続の中断又は中止:受継の命令)

兄さんは受刑者

□□□ 第24条 (手続の中断又は中止:民事訴訟法の準用)

2語しか分からぬ 外国人の 権利の享有

☆☆☆☆☆☆ 第6日目 ☆☆☆☆☆☆☆

□□□ 第25条

①語呂合わせ

2語しか分からぬ 外国人の 権利の享有

⇒2語:25条

②外国人の2語って何でしょう。ありがとう、こんにちわ？

③見出し :外国人の権利の享有

④拒絶理由(49条2号)、無効理由(123条1項2号)になります。

□□□ 第26条

①語呂合わせ

任務成功 条約締結

⇒任務:26条

②条約を締結するのが、任務でした。

③見出し :条約の効力

□□□ 第27条

①語呂合わせ

ツナ缶の製法を 特許原簿に登録した

⇒ツナ:27条

②どんな特許でしょう？

③見出し :特許原簿への登録

④次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

□□□ 第28条

①語呂合わせ

にやにや笑う 特許証

⇒にや:28条

②おめでとうございます。

③見出し :特許証の交付

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第25条 (外国人の権利の享有)

2語しか分からぬ 外国人の 権利の享有

□□□ 第26条 (条約の効力)

任務成功 条約締結

□□□ 第27条 (特許原簿への登録)

ツナ缶の製法を 特許原簿に登録した

□□□ 第28条 (特許証の交付)

にやにや笑う 特許証

☆☆☆☆☆☆ 第7日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第29条

①語呂合わせ

にくい特許は 公知の特許

⇒にくい:29条

②公知の特許があると拒絶されます。憎い特許です。

③見出し :特許の要件

④産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

□□□ 第29条の2

①語呂合わせ

にくい二人は例外だ 発明者と出願人

⇒にくい二人:29条の2

②発明者同一と、出願人同一は適用の例外です。

③見出し :特許の要件

④いわゆる拡大先願規定です。

□□□ 第30条

①語呂合わせ

30才で処女喪失は例外だ

⇒30才:30条、処女喪失:新規性の喪失

②ま、例外的。。。。

③見出し :発明の新規性の喪失の例外

④3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面の特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれ

かに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

□□□ 第32条

①語呂合わせ

サニタリーは 公衆衛生

⇒サニ:32条

②サニタリーとは、衛生的であること、だそうです。

③見出し :特許を受けることができない発明

④公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第29条 (特許の要件 ※公知)

にくい特許は 公知の特許

□□□ 第29条の2 (特許の要件 ※拡大先願)

にくい二人は例外だ 発明者と出願人

□□□ 第30条 (発明の新規性の喪失の例外)

30才で処女喪失は例外だ

□□□ 第32条 (特許を受けることができない発明)

サニタリーは 公衆衛生

☆☆☆☆☆☆ 第8日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第33条

①語呂合わせ

さんさんと輝く 特許を受ける権利

⇒さんさん:33条

②さんさんと輝く特許になってほしいものです。

③見出し :特許を受ける権利

④譲渡担保目的にはできません

□□□ 第34条

①語呂合わせ

三枝は 文枝を受ける権利を承継する

⇒三枝:34条

②桂三枝さんは、6代目の桂文枝を承継しました。

③見出し :特許を受ける権利

④特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。

□□□ 第34条の2、第34条の3

①語呂合わせ

三枝の兄さん 仮専通

⇒三枝の兄さん:34条の2、34条の3

②三枝兄さんは、文枝を襲名する前でも仮専通をもってまいります

③見出し :34条の2→仮専用実施権、34条の3→仮通常実施権

□□□ 第34条の4、第34条の5

①語呂合わせ

三枝の死後は 仮専通の対抗力

⇒三枝の死後:34条の4、34条の5

②三枝さんが死んだあとでも、仮専通の対抗力を使います。

③見出し :34条の4→登録の効果、34条の5→仮通常実施権の対抗力

④仮専用実施権の設定など→登録しなければ、その効力を生じない。※登録
対抗制度

仮通常実施権→登録しなくても効力あり ※当然対抗制度

□□□ 第35条

①語呂合わせ

三吾の職務は発明だ

⇒三吾:35条

②三吾は人の名前で、さんご、と読みます。

③見出し :職務発明

④法定通常実施権の一つです。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第33条（特許を受ける権利 ※移転など）

さんさんと輝く 特許を受ける権利

□□□ 第34条（特許を受ける権利 ※承継など）

三枝は 文枝を受ける権利を承継する

□□□ 第34条の2（仮専用実施権）、第34条の3（仮通常実施権）

三枝の兄さん 仮専通

□□□ 第34条の4（登録の効果）、第34条の5（仮通常実施権の対抗力）

三枝の死後は 仮専通の対抗力

□□□ 第35条（職務発明）

三吾の職務は発明だ

☆☆☆☆☆☆ 第9日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第36条

①語呂合わせ

魅力ある 特許出願書類を作成しよう

⇒魅力:36条

②弁理士の使命ですね。

③見出し :特許出願

④36条4項1号:実施可能要件、36条6項1号:サポート要件、が有名です。

□□□ 第36条の2

①語呂合わせ

魅力ある 2カ国語 外国語書面出願

⇒魅力ある 2カ国語:36条の2

②外国人には魅力ありますね。

③見出し :特許出願

④その特許出願の日から一年二月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

□□□ 第37条

①語呂合わせ

みんな 仲良く単一発明

⇒みんな:37条

②仲が良くなければ、単一発明とは認められません。

③見出し :特許出願

④二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的關係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願

書で特許出願をすることができる。

□□□ 第38条

①語呂合わせ

三輪さんに 共同出願

⇒三輪:38条

②三輪(みわ)さんは、日本最古の神社と言われており、奈良県にあります。

③見出し :共同出願

④特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。

□□□ 第38条の2

①語呂合わせ

三輪さんに 2回目のお参りで取り下げ

⇒三輪さんに 2回目:38条の2

②1回目でお願い、2回目で取り下げ。

③見出し :特許出願の放棄又は取下げ

④特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者がいるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

□□□ 第39条

①語呂合わせ

サンキュー 譲ってくれた同日出願

⇒サンキュー:39条

②譲ってくれたら嬉しいです。

③見出し :先願

④同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。※同一出願人にも適用されます

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第36条 (特許出願 ※通常の出願)

魅力ある 特許出願書類を作成しよう

□□□ 第36条の2 (特許出願 ※外国語書面出願)

魅力ある 2カ国語 外国語書面出願

□□□ 第37条 (特許出願 ※発明の単一性)

みんな 仲良く単一発明

□□□ 第38条 (共同出願)

三輪さんに 共同出願

□□□ 第38条の2 (特許出願の放棄又は取下げ)

三輪さんに 2回目のお参りで取り下げ

□□□ 第39条 (先願)

サンキュー 譲ってくれた同日出願

☆☆☆☆☆☆ 第10日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第41条

①語呂合わせ

良い子は1年 優先権

⇒良い:41条

②良い子だけに与えられる権利です。

③見出し :特許出願等に基づく優先権主張

④ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

□□□ 第42条

①語呂合わせ

世に出なかった 先の出願

⇒世に:42条

②先の出願は取り下げられるので、世に出ません。

③見出し :先の出願の取下げ等

④前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。

□□□ 第43条

①語呂合わせ

シミでパリパリ

⇒シミ:43条

②シミでパリパリになったパンツ。。

③見出し :パリ条約による優先権主張の手続

④パリ条約による優先権主張は取り下げることができません。

□□□ 第44条

①語呂合わせ

死して 虎は分割する

⇒死して:44条

②「虎は死して皮を残し、人は死して名を残す」。虎は死んでも皮と肉が分割されます。

③見出し :特許出願の分割

④二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

□□□ 第46条

①語呂合わせ

四六時中 変更可能

⇒四六:46条

②そうだと良いのですが、制限あります。

③見出し :出願の変更

④実用新案登録出願、意匠登録出願を許出願に変更することができる。

□□□ 第46条の2

①語呂合わせ

四六時中 変更可能な実用新案登録に基づく特許出願

⇒四六:46条、実用:の2

②ちょっと低品質ですが...

③見出し :実用新案登録に基づく特許出願

④4つの時期的要件の制限があります。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第41条 (特許出願等に基づく優先権主張)

良い子は1年 優先権

□□□ 第42条 (先の出願の取下げ等)

世に出なかった 先の出願

□□□ 第43条 (パリ条約による優先権主張の手續)

シミでパリパリ

□□□ 第44条 (特許出願の分割)

死して 虎は分割する

□□□ 第46条 (出願の変更)

四六時中 変更可能

□□□ 第46条の2 (実用新案登録に基づく特許出願)

四六時中 変更可能な実用新案登録に基づく特許出願

☆☆☆☆☆☆ 第11日目 ☆☆☆☆☆☆☆

□□□ 第47条

①語呂合わせ

死なない 審査官による審査

⇒死な:47条

②殺しても死なない審査官、いやですね～

③見出し :審査官による審査

④特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。

□□□ 第48条

①語呂合わせ

48手の 1番上手な審査官は除斥された

⇒48手:48条

②48手に精通した審査官は、手ごわいので除斥しましょう。

③見出し :審査官の除斥

□□□ 第48条の2

①語呂合わせ

48手は二人の性的欲求待ち

⇒48手は二人:48条の2

②48手のすべてをするのには、二人の性的欲求マックスでも無理？

③見出し :特許出願の審査

④特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

□□□ 第48条の3

①語呂合わせ

48手の三審制

⇒48手の三:48条の3

②審査請求を略して審請→審制とかけてます。ま、意味不明ですが。

③見出し :出願審査の請求

④特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

□□□ 第48条の6

①語呂合わせ

48手の無理な優先

⇒48手の無理:48条の6

②無理にでも優先にしてもらいたいです。

③見出し :優先審査

④特許庁長官は、出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる。

□□□ 第48条の7

①語呂合わせ

48手の長い文献

⇒48手の長い:48条の7

②長い文献は読みたくないです。

③見出し :文献公知発明に係る情報の記載についての通知

④第36条第4項第2号、第17条の2第1項第2号を参照してください。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第47条（審査官による審査）

死なない 審査官による審査

□□□ 第48条（審査官の除斥）

48手の 1番上手な審査官は除斥された

□□□ 第48条の2（特許出願の審査）

48手は二人の性的欲求待ち

□□□ 第48条の3（出願審査の請求）

48手の三審制

□□□ 第48条の6（優先審査）

48手の無理な優先

□□□ 第48条の7（文献公知発明に係る情報の記載についての通知）

48手の長い文献

☆☆☆☆☆☆ 第12日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第49条

①語呂合わせ

シクシク 拒絶で七色涙

⇒シク:49条

②拒絶されたら泣きたくなります。その涙は虹の七色に輝く？

③見出し :拒絶の査定

④審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

□□□ 第50条

①語呂合わせ

50でリストラ 会社の拒絶通知

⇒50:50条

②これは涙ですね。他人事じゃないんですが。。

③見出し :拒絶理由の通知

④審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

□□□ 第50条の2

①語呂合わせ

50で2回目 会社の拒絶通知

⇒50で2回目:50条の2

②50才で2回目とは、運が悪いというか。。

分割出願で、累計2回目という意味です。

③見出し :既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知

④第50条、第17条の2第5項も参照しましょう。いわゆる最後の拒絶理由通知と同等です。

□□□ 第51条

①語呂合わせ

来い！ 特許査定

⇒来い:51条

②来い！っと祈りたくになります。

③見出し :特許査定

④審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

□□□ 第52条

①語呂合わせ

ゴツい 査定の謄本

⇒ゴツい:52条

②私は、査定の謄本を見たことないですけど。ゴツいんですかね？

③見出し :査定の方式

④査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第49条（拒絶の査定）

シクシク 拒絶で七色涙

□□□ 第50条（拒絶理由の通知）

50でリストラ 会社の拒絶通知

□□□ 第50条の2（既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知）

50で2回目 会社の拒絶通知

□□□ 第51条（特許査定）

来い！ 特許査定

□□□ 第52条（査定の方式）

ゴツイ 査定の謄本

☆☆☆☆☆☆ 第13日目 ☆☆☆☆☆☆

□□□ 第53条

①語呂合わせ

ゴミみたいな補正は 決定をもつて却下しなければならない

⇒ゴミ:53条

②審査官様から見ればゴミでしょう。

③見出し :補正の却下

④・・・補正が第十七条の二第三項から第六項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

□□□ 第54条

①語呂合わせ

御用になって 手続き中止

⇒御用:54条

②御用になったら、中止になっても仕方ないか。

③見出し :訴訟との関係

④審査において必要があると認めるときは、審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

□□□ 第64条

①語呂合わせ

無視できなくなる 出願公開

⇒無視:64条

②出願公開されると、補償金請求権が使われるので、無視できなくなります。

③見出し :出願公開

④特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。

□□□ 第64条の2

①語呂合わせ

無視に対抗 公開請求

⇒無視に:64条の2

②警告を無視されたら、出願公開を請求して、補償金請求権の行使ですね。

③見出し :出願公開の請求

④出願公開の請求は、取り下げることができない。

□□□ 第65条

①語呂合わせ

ムゴい仕打ちに 補償金請求権

⇒ムゴい:65条

②公開したのをパクるとは、ムゴい仕打ちです。

③見出し :出願公開の効果等

④前項の規定による請求権は、特許権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

☆☆☆ 本日のまとめ ☆☆☆

□□□ 第53条（補正の却下）

ゴミみたいな補正は 決定をもつて却下しなければならない

□□□ 第54条（訴訟との関係）

御用になって 手続き中止

□□□ 第64条（出願公開）

無視できなくなる 出願公開

□□□ 第64条の2（出願公開の請求）

無視に対抗 公開請求

□□□ 第65条（出願公開の効果等）

ムゴい仕打ちに 補償金請求権

～ 語呂合わせのまとめ ～

□□□ 第1条 (目的)

一目置かれる特許法

□□□ 第2条 (定義)

二条邸

□□□ 第3条 (期間の計算)

三半規管

□□□ 第4条 (期間の延長等:4つの規定について)

4条は、4つの延長

□□□ 第5条 (期間の延長等:期間を指定したとき)

後日にしてね!

□□□ 第6条 (法人でない社団等の手続をする能力)

六法全書

□□□ 第7条 (未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)

七味のきらいな未成年

□□□ 第8条 (在外者の特許管理人)

やつは特許の管理人

□□□ 第9条 (代理権の範囲)

ここのつの、制限がある代理人

□□□ 第11条 (代理権の不消滅)

イレブンの友情は 死んでも不滅だ

□□□ 第12条 (代理人の個別代理)

1ダースの代理人の 個別代理

□□□ 第13条 (代理人の改任等)

ゴルゴ13は 代理人の改任を命ずることができる

□□□ 第14条（複数当事者の相互代表）

いいよ、各人が代表で

□□□ 第15条（在外者の裁判籍）

イチゴの パンツの在外者

□□□ 第16条（手続をする能力がない場合の追認）

いろいろできない 未成年の追認

□□□ 第17条（手続の補正）

いいな 補正ができて

□□□ 第17条の2（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

いいな 2回目 最後の拒理通

□□□ 第17条の3（要約書の補正）

人並みの 容姿に補正する

□□□ 第18条（手続の却下）

いやな 手続の却下

□□□ 第18条の2（不適法な手続の却下）

いやになって ふてくされた 手続の却下

□□□ 第19条（願書等の提出の効力発生時期）

いくぜ 郵便配達人

□□□ 第20条（手続の効力の承継）

ハタチで承継 手続きの効力

□□□ 第21条（手続の続行）

21世紀に 続く手続き

□□□ 第22条（手続の中断又は中止:受継の許可決定）

夫婦で受精の申し立て

□□□ 第23条 (手続の中断又は中止:受継の命令)

兄さんは受刑者

□□□ 第24条 (手続の中断又は中止:民事訴訟法の準用)

2語しか分からぬ 外国人の 権利の享有

□□□ 第25条 (外国人の権利の享有)

2語しか分からぬ 外国人の 権利の享有

□□□ 第26条 (条約の効力)

任務成功 条約締結

□□□ 第27条 (特許原簿への登録)

ツナ缶の製法を 特許原簿に登録した

□□□ 第28条 (特許証の交付)

にやにや笑う 特許証

□□□ 第29条 (特許の要件 ※公知)

にくい特許は 公知の特許

□□□ 第29条の2 (特許の要件 ※拡大先願)

にくい二人は例外だ 発明者と出願人

□□□ 第30条 (発明の新規性の喪失の例外)

30才で処女喪失は例外だ

□□□ 第32条 (特許を受けることができない発明)

サニタリーは 公衆衛生

□□□ 第33条 (特許を受ける権利 ※移転など)

さんさんと輝く 特許を受ける権利

□□□ 第34条 (特許を受ける権利 ※承継など)

三枝は 文枝を受ける権利を承継する

□□□ 第34条の2 (仮専用実施権)、第34条の3 (仮通常実施権)

三枝の兄さん 仮専通

- 第34条の4（登録の効果）、第34条の5（仮通常実施権の対抗力）
三枝の死後は 仮専通の対抗力
- 第35条（職務発明）
三吾の職務は発明だ
- 第36条（特許出願 ※通常の出願）
魅力ある 特許出願書類を作成しよう
- 第36条の2（特許出願 ※外国語書面出願）
魅力ある 2カ国語 外国語書面出願
- 第37条（特許出願 ※発明の単一性）
みんな 仲良く単一発明
- 第38条（共同出願）
三輪さんに 共同出願
- 第38条の2（特許出願の放棄又は取下げ）
三輪さんに 2回目のお参りで取り下げ
- 第39条（先願）
サンキュー 譲ってくれた同日出願
- 第41条（特許出願等に基づく優先権主張）
良い子は1年 優先権
- 第42条（先の出願の取下げ等）
世に出なかった 先の出願
- 第43条（パリ条約による優先権主張の手続）
シミでパリパリ
- 第44条（特許出願の分割）
死して 虎は分割する
- 第46条（出願の変更）
四六時中 変更可能

- 第46条の2（実用新案登録に基づく特許出願）
 - 四六時中 変更可能な実用新案登録に基づく特許出願
- 第47条（審査官による審査）
 - 死なない 審査官による審査
- 第48条（審査官の除斥）
 - 48手の 1番上手な審査官は除斥された
- 第48条の2（特許出願の審査）
 - 48手は二人の性的欲求待ち
- 第48条の3（出願審査の請求）
 - 48手の三審制
- 第48条の6（優先審査）
 - 48手の無理な優先
- 第48条の7（文献公知発明に係る情報の記載についての通知）
 - 48手の長い文献
- 第49条（拒絶の査定）
 - シクシク 拒絶で七色涙
- 第50条（拒絶理由の通知）
 - 50でリストラ 会社の拒絶通知
- 第50条の2（既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知）
 - 50で2回目 会社の拒絶通知
- 第51条（特許査定）
 - 来い！ 特許査定
- 第52条（査定の方式）
 - ゴツイ 査定の謄本
- 第53条（補正の却下）
 - ゴミみたいな補正は 決定をもつて却下しなければならない

□□□ 第54条（訴訟との関係）

御用になって 手続き中止

□□□ 第64条（出願公開）

無視できなくなる 出願公開

□□□ 第64条の2（出願公開の請求）

無視に対抗 公開請求

□□□ 第65条（出願公開の効果等）

ムゴい仕打ちに 補償金請求権